# 睦沢町地球温暖化防止実行計画

平成２３年７月

千 葉 県　睦 沢 町

# 目　　次


第１章　計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２章　計画の基本的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１．目的

２．計画期間

３．対象範囲

４．対象とする温室効果ガス

第３章　温室効果ガスの排出量　・・・・・・・・・・・・・・・・・２

１．算出方法

２．活動量

３．排出係数

４．温室効果ガス排出量

第４章　実行計画の数値目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第５章　目標達成のための取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・４

１．燃料使用量の削減

２．電気使用量の削減

３．物品等の購入

４．その他

第６章　実行計画の推進及び点検　・・・・・・・・・・・・・・・・・６

１．推進体制

２．組織の役割

３．計画の見直し

４．公表

## 第１章　計画策定の背景

地球は太陽からの日射によって暖められている一方で、地表面から熱を放出することによって一定のバランスを保っています。しかし、近年の社会環境の変化により大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地表から放出する熱がこのガスに吸収されてしまい地球の気温が徐々に上昇しています。これが地球温暖化現象です。

地球の気温が上昇することにより、海面水位が上昇し陸地が減少します。また、集中豪雨や干ばつなどによる異常気象が増え、砂漠化の進行や生態系への影響が懸念されています。

このような状況を受け、１９９７年（平成９年）に開催された「地球温暖化防止京都会議」では京都議定書が採択され、世界各国の温室効果ガスの削減目標が定められ、この中で我が国は温室効果ガスの総排出量を２００８年から２０１２年までの５年間に１９９０年レベルに対し６％削減するというものです。

このような国際的な動きを受け、我が国は平成１０年１０月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を公布し、平成１１年４月に施行しています。この法律では、地球温暖化対策への取り組みとして、全ての地方公共団体は自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出を抑制するための実行計画を策定することが義務付けられています。

町ではこれまでも省エネルギーに努めてきましたが、平成１７年２月１６日に「京都議定書」が発効したことにより、さらに積極的に地球温暖化対策に取り組むため「睦沢町地球温暖化防止実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定することとしました。

## 第２章　計画の基本的事項

### １．目的

この実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第２０条の３に基づき本町の事務事業に関し、自ら排出する温室効果ガスの排出抑制に取り組むことにより、町内事業者や町民の取り組みを促し、もって地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

### ２．計画期間

実行計画の期間は、平成２３年度から平成２５年度までの３年間とする。但し、事務事業の変化や社会情勢等により、必要に応じ見直しを行うものとする。

### ３．対象範囲

計画の対象は、町が行う全ての事務事業であり出先機関や指定管理者制度により業務を遂行している運動公園もこれに含まれる。従って町が外部の機関に業務等を委託しているものについては、対象とはならないものとする。

対象となる主な施設は以下のとおりである。

| 所　管　課 | 対　象　施　設　名　等 |
|---|---|
| 総務課 | 役場庁舎、車庫、農村環境改善センター、防災行政無線中継基地、防犯灯、公用車 |
| 税務住民課 | 公用車 |
| 健康福祉課 | 福祉交流センター、公用車 |
| 地域振興課 | かずさ有機センター、農業集落排水処理施設（２箇所）、コミュニティ・プラント処理施設（５箇所）、公用車 |
| 教育課 | 土睦小学校、瑞沢小学校、睦沢中学校、睦沢こども園、中央公民館、ゆうあい館、歴史民俗資料館、運動公園体育館・プール、公用車 |

４．対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に揚げられている温室効果ガスは、次のとおりである。

| 区　　分 | 主　な　発　生　源 |
|---|---|
| 二酸化炭素　（ＣＯ２） | 石油・天然ガスの燃焼など |
| メタン　（ＣＨ４） | 農業関連、廃棄物の埋立て、燃料の燃焼 |
| 一酸化二窒素　（Ｎ２Ｏ） | 燃料の燃焼、肥料の生産・使用など |
| ハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ） | 冷媒、断熱材の発泡剤、半導体の洗浄剤 |
| パーフルオロカーボン　（ＰＦＣ） | 半導体の洗浄ガスなど |
| 六フッ化硫黄　（ＳＦ６） | 変圧器などの絶縁ガス |

上記６種類の温室効果ガスのうち、日本における温室効果ガスの総排出量の内訳（2008年度）をみると二酸化炭素が９４．６％、メタンが約１．７％、一酸化二窒素が１．９％を占めている。そこで、本計画の対象となるガスを二酸化炭素のみに絞ることとする。

## 第３章　温室効果ガスの排出量

１．算出方法

温室効果ガス排出量算定については、平成２０年４月から平成２１年３月までの期間における各施設や車両等の電気・ガソリン等の活動量を基に排出係数を乗じて算出します。

２．活動量

平成２０年度における町の事務事業で使用した活動量は以下のとおりです。

①部署毎の化石燃料使用量

| 課　　名 | ガソリン<br>ℓ | 灯　油<br>ℓ | 軽　油<br>ℓ | 都市ガス<br>m3 | 電　気<br>Ｋｗｈ |
|---|---|---|---|---|---|
| 総務課 | ４，１４６ | ２１２ | | ２２，９８６ | ３２１，１２０ |
| 税務住民課 | １，７２５ | | | | |
| 健康福祉課 | ４，１３６ | | | ２，７６３ | １８，５３６ |
| 地域振興課 | ２６，３９５ | | | | ４７２，６６３ |
| 教育課 | ９４６ | ４５６ | １３，０１３ | ４１，６９４ | ６９８，６６６ |
| 計 | ３７，３４８ | ６６８ | １３，０１３ | ６７，４４３ | １，５１０，９８５ |

②活動量の合計

| 活　動　の　種　類 | 単　　位 | 活　　動　　量 |
|---|---|---|
| 燃料の使用　　ガソリン | ℓ | ３７，３４８ |
| 〃　　灯油 | ℓ | ６６８ |
| 〃　　軽油 | ℓ | １３，０１３ |
| 〃　　都市ガス | m3 | ６７，４４３ |
| 電気の使用 | Ｋｗｈ | １，５１０，９８５ |
| 計 | | |

３．排出係数

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第３条第１項に毎年度政令で定めることとなっており、平成２０年度の係数は以下のとおりである。

| 活 動 の 種 類 | 排　出　係　数 | 単　位 | 温室効果ガス |
|---|---|---|---|
| 燃料の使用　　ガソリン | ２．３２２ | ℓ | ＣＯ２／ℓ |
| 〃　　灯油 | ２．４８９ | ℓ | ＣＯ２／ℓ |
| 〃　　軽油 | ２．６１９ | ℓ | ＣＯ２／ℓ |
| 〃　　都市ガス | ２．０１１ | m3 | ＣＯ２／m3 |
| 電気の使用 | ０．５５５ | Ｋｗｈ | ＣＯ２／Ｋｗｈ |

４．温室効果ガス排出量

平成２０年度における町の事務事業から排出される温室効果ガスの量は以下のとおり

である。その結果、電気の使用による二酸化炭素の占める割合が７４．６％と最も多い。

| ガスの種類 | 活動の種類 | 排出量（ｋｇ－ＣＯ2） | 割合（%） |
|---|---|---|---|
| 二酸化炭素（ＣＯ２） | 燃料の使用　ガソリン | ８６，７２２ | ７．９ |
| | 〃　灯油 | １，６６２ | ０．１ |
| | 〃　軽油 | ３４，０８１ | ３．１ |
| | 〃　都市ガス | １３５，６２７ | １２．４ |
| | 電気の使用 | ８３８，５９６ | ７６．５ |
| | 計 | １，０９６，６８８ | １００．０ |

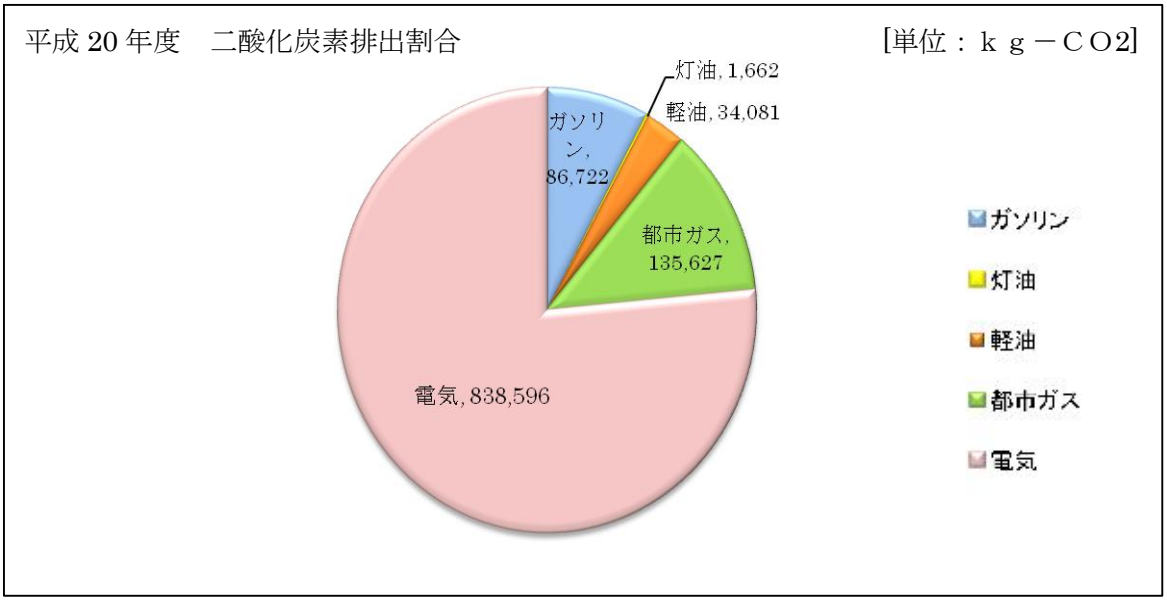


第４章　実行計画の数値目標

町の事務事業により排出される温室効果ガスの量を削減するために、主たる排出要因となっているガソリン等の燃料や電気の使用量について数値目標を設定し、この目標達成に取り組んでいく。平成２５年度における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は平成２０年度に比べ６％の削減とする。以下は、その数値目標である。

（単位：Ｋｇ－ＣＯ２）

| 項　　目 | 基準年（Ｈ２０） | 目標値（Ｈ２５） | 削　減　量 |
|---|---|---|---|
| ガソリン | ８６，７２２ | ８１，５１８ | ５，２０４ |
| 灯油 | １，６６２ | １，５６２ | １００ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 軽油 | ３４，０８１ | ３２，０３６ | ２，０４５ |
| 天然ガス | １３５，６２７ | １２７，４８９ | ８，１３８ |
| 電気 | ８３８，５９６ | ７８８，２８０ | ５０，３１６ |
| 計 | １，０９６，６８８ | １，０３０，８８５ | ６５，８０３ |

第５章　目標達成のための取り組み

町の事務事業を遂行するなかで温室効果ガス排出量削減のための具体的な取り組みは次のとおりとする。

１．燃料使用量の削減

①施設

- 冷暖房については、冷房２８度・暖房２０度を目安に温度設定する。
- クールビズやウォームビズを推進する。
- 夏季においては、ブラインドや植生グリーンカーテンによる室温の上昇を抑え、一方冬季では、採光による室温の上昇を図る。

②公用車

- 急発進や急ブレーキをかけることの無いように経済速度に努め、不必要なものは積載しない。
- 出張のときは、相乗りや公共交通機関の利用に心がける。
- 町内へ出かけるときは、効率よく最短のコース取りに努める。
- 新規購入する場合は、小型車又は低燃費車を選ぶと共にハイブリッド車を検討する。
- 車から離れるときや長時間停止している場合は、こまめにエンジンを切る。

２．電気使用量の削減

- 昼休み時間や不必要箇所は消灯する。
- 勤務終了後の職員不在箇所は、速やかに消灯する。（５時３０分に一斉消灯）
- トイレや廊下等は極力消灯する。
- 南向きの部屋は、ブラインドの操作により極力採光に努める。
- パソコン、コピー機等の電気製品は、省エネルギー製品を使用する。
- 町内にある蛍光灯の防犯灯は、消費電力の少ないＬＥＤ灯に切り替えていく。

３．物品等の購入

- 用紙類は、古紙配合率７０％以上、白色度７０％以下のものを購入する。

・ トイレットペーパーは、古紙配合率１００％のものを購入する。
・ 用紙、封筒や印刷物の購入は必要数の実態把握に努める。
・ ＯＡ機器７品目（コンピューター、ディスプレイ、プリンター、ファクシミリ、複写機、複合機、スキャナ）は、原則として国際エネルギースターマークのあるものを使用する。

４．その他
・ 会議資料等は、極力簡素化し併せて職員が共有化する。
・ 両面コピーや反故紙裏面の再利用を図る。
・ 排出するごみの減量化や再利用を推進する。
・ 水道水の使用量を把握し、改善と節水に努める。
・ 職員のノーカー通勤を推奨する。

## 第６章　実行計画の推進及び点検

１．推進体制

本計画に掲げた削減目標を達成するため、推進体制の事務局を地域振興課に置き、各課と連携し着実な推進と遂行管理を行う。

地球温暖化対策実行計画推進体制

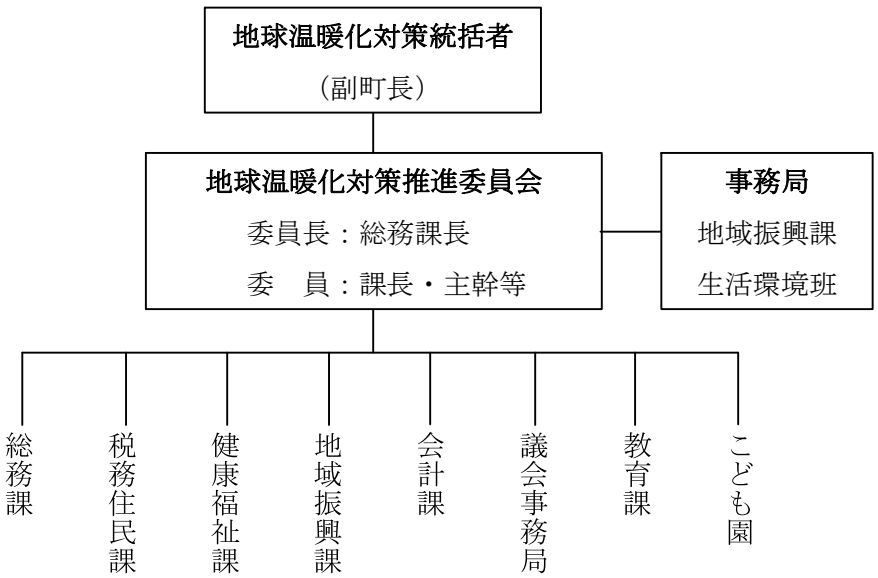

２．組織の役割

①副町長を地球温暖化対策統括者（以下「統括者」という。）とする。

②各課の課長及び主幹等が地球温暖化対策推進委員（以下「委員」という。）となる。

③組織の目的達成のために統括者は地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を招集する。

④委員会は、取り組み状況を調査把握するとともに内容を協議検討し、必要に応じ更に削減に向けた啓発を行う。

⑤委員会は、毎年度の状況を整理し、その評価を行い統括者に報告する。

⑥委員会の事務局を地域振興課生活環境班に置く。

⑦委員は、各々関係する職員に本計画の趣旨を周知徹底させるとともに、適切な情報を提供するものとする。

３．計画の見直し

地球温暖化対策推進委員会の報告により、温室効果ガス排出量を検証し、必要により本計画の見直しを行うものとする。

４．公表

温室効果ガスの排出量や地球温暖化対策の取り組み状況について、広報や町のホームページにより公表するものとする。